

(資料3 別添1)模倣品・海賊版対策に関する意見(団体)

(番号は受付順)

No.	団体名	意見
1	ヤフー株式会社	<p>「(4)インターネットを利用した侵害への取締りを強化する」につきまして、インターネット上の模倣品・海賊版対策を積極的に行っていくという趣旨に、基本的に賛同いたします。ただし、具体的な対策を検討するにあたって、インターネットの利用者だけでなく権利者に対しても、知的財産制度についての教育や啓蒙活動を行っていくことが不可欠であることにご留意いただきたいと考えます。</p> <p>現状では、権利者や権利者団体が、インターネット上でサービスを行うインターネットプロバイダに対して、侵害されたとする権利や、権利侵害の態様を特定しないまま、自己の権利が侵害されたと主張して、送信防止等の措置を求めるケースが非常に多く見られます。このような主張を受けた場合、情報を媒介するプロバイダは、そもそも権利者ではなく権利侵害が生じたことを確認することができないために権利救済に十分に協力することができませんが、その一方で権利者と称する方々の知的財産制度に対する認識の低さから、その理解を得ることができず、対応に苦慮することが多く生じています。また、仮に、その主張があまりにも強硬であるがために、プロバイダがその主張に従って情報の送信防止措置を講じたとなると、プロバイダ責任制限法に基づく免責を受け得ないだけでなく、利用者のプライバシーや表現の自由を不当に害してしまうという結果を生じることになります。</p> <p>従って、上記のような問題が生じていることをご認識いただいたうえで、インターネットの利用者に対してだけでなく、権利者その他関係者に対しても、模倣品・海賊版対策の一環として知的財産教育や啓蒙活動が行われるように、ご配慮いただきたく思います。利用者および権利者双方に正しく知的財産制度を理解していただくことが、最終的には、インターネットを利用した権利侵害行為の減少、撲滅につながるものと思われまます。</p>
2	在日米国大使館	別記
3	コンテンツ海外流通促進機構不正商品対策協議会	別記
4	キヤノン株式会社	<p>我国について</p> <ul style="list-style-type: none"> - 我国における税関での水際取締りにおいて、特許・意匠についても申し立て制度が完備され実効があがっておりますが、輸入者、輸出者の氏名などの情報が権利者に開示されない現状は、権利者にとって以後の行動を著しく制約するものです。米国のように十分な開示がなされることで、抑止力も期待できるところ、上記情報の開示の早期の実現を強く望みます。 <p>中国について</p> <ul style="list-style-type: none"> - 中国における模倣品対策の最大の問題は「再犯の容易さ」です。したがって、行政手続きにおける罰金の増額や、抑止力のある刑事手続きのより確実な運用を更に強力に求めることを望みます。 - 中国の水際取り締まりにおける負荷(三日以内に鑑定、担保金支払い)は現実的に対応が困難なので改善を求めることを望みます。 - 中国におけるいわゆる「地方主義」の是正を求めることを望みます。 - 中国における特許/意匠の権利化に関して、いわゆる冒認出願を防ぐため「新規性」の判断基準に「世界公用」の導入を求めることを望みます。 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> - 東南アジアの多くの国で水際措置が機能していません。この分野での改善要求を望みます。

5	日本知的財産協会	<p>1.官民一体となった関係当事国政府への制度整備等の働きかけ 模倣品や海賊版への対策強化については、従来から、官民連携のもとに、WTOでの交渉、二国間交渉等を通じて法整備面での働きかけが進められているが、模倣品や海賊版を防止するためには、更に、各国における行政、司法の制度整備、運用面での徹底が不可欠であり、国際知的財産保護フォーラム等を活用し、官民一体となって関係当事国に働きかける仕組みをより強固にすべきである。また、そのための活動費をきちんと確保することも望まれる。</p> <p>2.水際対策 関税定率法が改正され、輸入差止認定手続において特許庁長官に意見照会を求めることができることとなったが、解放金制度も採用されるため、実効が上がるかどうか疑わしい。そのため、関税定率法の改正とは別に、デュープロセス(適切な法手続)の下で両当事者(権利者、輸入業者等)の主張を聴取した上で、権利侵害・非侵害を迅速に判断し、侵害品をすばやく水際でストップするための仕組みを早急に構築することが、我が国の産業競争強化のために必要である。なお、わが国が特異で突出した制度を採用した場合、他国が同様な制度の導入を図ることもあり、輸入だけでなく輸出とのバランスを考えた制度設計を望みたい。</p> <p>3.ODA政策における知的財産制度の整備 執行の強化への支援 ODA資金がアジア諸国の知的財産制度設計・運用のレベルアップに繋がるよう、相手先国の立場に立って、彼ら(政府、産業界、国民)が真に必要なとしている事項に重点投入する必要がある。また、選択と集中の視点から、これまでの資金援助・支援事業の成果をレビューし、関係省庁を横断した効率的な中・長期に亘る投入政策をあらかじめ立案すべきである。</p> <p>4.実効ある知的財産権サービスセンターの設立 アジア太平洋経済協力(APEC)において決定された知的財産権サービスセンターについては、産業界のニーズを踏まえ、各国の模範となる、実効あるものとするべきである(特に、水際対策を含めた国内対策を主眼とするか、海外での模倣品・海賊版対策を主眼とするか等を含め、設立の趣旨、スタンスを明確にすること)。各国の知的財産サービスセンターをスタンドアロンとせず、ネットワーク化し、迅速性、効率性を考慮する必要がある。</p> <p>5.知的財産尊重の啓蒙活動の推進 模倣品・海賊版を排除するための制度の整備と共に、模倣しないマインドを育てる啓蒙活動を各国に働きかけて推進すべきである。模倣した製品等は、品質、性能面においてオリジナル品より劣るため、ユーザーに不利益をもたらすだけでなく、当該国の産業の進展に寄与し得ない。模倣ではなく、自分でオリジナル品を開発し、市場に提供することが、当該国の発展の基盤になること、また、これを担保する知的財産を尊重するマインドを広く啓蒙普及することが、将来において模倣品をなくする有効な施策である。このような観点から、関係当事国に対する知財教育・啓蒙活動を見直すべきである。</p>
6	カシオ計算機株式会社	<p>中国における模倣品対策</p> <p>日本企業(外国企業も含む)の模倣品対策実施により、その追求を避ける為、模倣業者も知財権利について意識を持つようになってきている。まだまだ意匠権に基づく追求は行政的に難しいため、類似商標を用い、もしくは類似商標を商標登録して形状類似(形状模倣品)に使用している。(弊社の場合、CASIO に対して、CASILI, KADIO CASINE等の商標を登録して形状類似の電卓/時計に使用されていることが多い)これを避けるためには、著名商標としての登録が必要であると考え、日本企業を含めた外国企業には認められていないことが問題であると思料される。</p> <p>中国において不正競争防止法はあるが、日本のデッドコピー条項のように製品そのものの形状については保護されていない。上市後、一定期間は製品形状が保護され、また、その取り締まりもAIC/TSBによる行政的な取締りが可能になるようお願いしたい。</p> <p>AIC/TSBによる差押さえ実施後、押収品の事後処理(滅却処理)の確認が不明確。滅却したこと報告が定期的になされるようお願いしたい。</p>

7	村田機械株式会社	<p>弊社には、紡績機械、撚糸機等の繊維機械の製造、販売を主とした繊維機械事業部があります。近年の紡績機械市場は90%以上がアジア諸国、とりわけ中国がメイン市場となっています。</p> <p>その中国におきましては、北京、上海で国際繊維機械見本市が頻繁に開催され、弊社も積極的に出品参加しております。このような国際見本市において、最近では紡績機のような大型産業機械のデッドコピー品が堂々と中国メーカーによって展示されています。弊社の場合、20年以上前に開発した機械でもあり、中国には、このデッドコピーに対する特許等の知的財産権がない状態ですが、弊社が、長年市場浸透を図り、最近その評価を得るようになってきたもので、このデッドコピーを放置することは、今後弊社の中国市場への進出に大きな障害になり、何らかの対応策をとる必要がありました。そこで、現地弁護士を見本市会場へ呼び寄せ、不正競争法、著作権法、品質管理法等の中国の法律に則った対策を行い、展示品の撤収を求めたり、パンフレットの配布宣伝を中止してもらうべくアクションを取りましたが、十分な結果が得られないのが現状です。</p> <p>産業機械などにおきましては、見本市は、模倣品を発見する最大の場所で、ここでの初期対応は、その後の模倣品対策に大きな影響を与えます。</p> <p>そこで、日本の政府公的機関から見本市会場へ模倣品対策の実務支援ができる人材を派遣し、見本市での相談窓口を設置していただくとともに、その国の行政機関への働きかけを行っていただき、初期対応が可能にするような施策を希望するものです。</p> <p>このような、現場での相談窓口は、特に模倣対策に関し情報、人材の少ない中小企業にとって、有効なものと思慮します。</p> <p>本年もアジア各国でこのような産業機械の国際見本市が計画（北京にて、国際繊維機械展覧会が本年10月12～16日に開催）されており、模倣品が展示されることは容易に想像できます。政府間交渉、業界間の連携も大切で大前提となるものですが、現場での緊急な対応に政府機関が支援できるような体制を是非御検討いただきたいと思います。</p>
8	社団法人日本電機工業会	<p>1.外国市場対策の強化について</p> <p>(1)我が国企業の外国での権利取得、権利行使の支援について 権利行使ノウハウや偽物白書等の情報整理は民間企業にとって極めて有益かと思います。特に、我が国企業の模倣被害が大きい中国での権利行使ノウハウや情報収集を重点推進すべきかと考えます。</p> <p>(2)官民連携の強化 官民が連携したロビー活動として、02年、官民合同ミッションにより、中国政府当局へ制度執行改善要請を行ったが、まだまだ改善の兆候が見られないと思います。中国政府 地方当局に対する継続的なフォローが必要かと考えます。</p> <p>(3)侵害発生国への政府の取り組み強化 民間単独企業では不可能な侵害発生国での法制度や執行制度の改正 改善は、政府レベルで推進するしかなく、下記箇条書きの改善対策要請は民間企業が最も期待したい部分であります。</p> <p>模倣品取り締り強化と罰則強化等、制度施策の改善、 著名商標等、知財権の保護強化と対象の拡大、取り締まり及び罰則の強化、 第三者による模倣権利の登録取り消し(例えば、最近、中国における模倣は巧妙化してきており、著名商標に似せた紛らわしい類似商標権や類似意匠権、さらには第三者による極似著名商号が登録され、合法的ともいえる模倣事件が発生している)。 特に侵害品輸出国の税関における、差し止め製品の完全廃棄や権利者の税関手続き負担軽減等、水際措置における執行改善強化、等の改善を政府レベルで厳しく要求し続ける必要があると考えます。</p> <p>2.水際および国内での取り締り強化</p> <p>(1)効果的な水際取り締りの対策強化 水際取り締りにおける侵害者に対する罰則強化等の法制度改正は加速して欲しい。また、アジア各国の侵害品輸出国税関にも同様な制度改善を波及させて欲しい。</p> <p>3.官民の体制強化について</p> <p>(1)政府の体制強化 国内の体制整備推進とともに、侵害品生産国の権利侵害対策体制の強化を促す、政府としての継続的なロビー活動体制が必要かと思います。</p>

9	(株)福原 精機製作 所	<p>弊社は、繊維機械を製造しているメーカーで、製品の大部分は輸出されています。従って、従前より台湾や韓国を始め欧米主要国への特許等の出願を行い、弊社の産業財産権の保護に努めて参りました。しかしながら台湾や韓国のメーカーによる模倣は多数経験しています。その都度警告状の送付等を行い、幸いそれほど重大な問題に発展することなく今日に至っています。</p> <p>また中国への特許等の出願は、中国の特許制度が整備されるのを待って、1995年頃から特許を主に出願しています。その後、2000年に中国国内で開催された展示会で中国のメーカーによって製造された模倣品(デッドコピー)を発見しましたが、弊社の当該製品の中国における意匠登録は無かったため有効な対抗措置を取ることが出来ませんでした。</p> <p>このような中国における模倣品被害は、弊社のみならず、業界団体に所属する他社においても、中国市場の急速な拡大と共に深刻化してきていますが、その対応は遅れているのが現状です。特に繊維機械等の産業機械の模倣品については、民生品に多い商標模倣とは模倣形態が異なる場合が多く、デザインのデッドコピーが主流になっています。また中国において特許、実用新案、意匠等の権利取得が遅れているのが現状です。</p> <p>このような実情をご理解いただき、特にデザインのデッドコピーのような模倣行為への対策として、形態模倣禁止規定を不正競争防止法に早期に盛り込む等、取締り強化を図るよう中国政府へ働きかけていただきますようお願いいたします。</p>
10	在日米国 商工会議 所	<p>在日米国商工会議所は、内閣官房知的財産戦略推進事務局が行っている、警察庁、外務省、文部科学省、経済産業省並びに日本貿易振興機構(ジェトロ)や日本の海外大使館や領事館が、国際商標協会(International Trademark Association)、国際反模倣連合(International Anti-Counterfeiting Coalition)、国際知的財産連盟(International Intellectual Property Alliance)、優良ブランド保護委員会(Quality Brands Protection Committee)等の組織との緊密な連携を強化し維持していくという提案を支持する。これにより、日本国政府、米国政府、他国政府は、知的財産の権利者と共に、模倣品・海賊版との戦いの方法についての情報とアイデアを最も有効に交換することができるようになる。</p> <p>国境規制について、在日米国商工会議所は、税関当局が、侵害品を日本へ輸入又は輸出した者の名前等を開示できるとする提案を支持する。このような単純化は手続きの透明性を高めるのみならず、模倣品・海賊版が日本に入ってくるのを防止するのを容易にする。逆に言えば、個々の出荷が実際に日本に輸入できる真正品であるかどうかを税関が判断しやすくなる。</p> <p>日本の港での侵害品の摘発は権利者と税関当局との連携によって最善になされる。しかし、選任の「検査官」として特許庁の係官を派遣するという現行の提案はこの連携を促進し助長するのに役立つとは思えない。この点で、我々は、税関当局と警察庁との間の情報交換を強化するという提案を歓迎する。税関と警察庁と特許庁との間の人的な横断的訓練と教育とを絡ませることは、米国における複数州間司法特別部隊(multi-jurisdictional task forces)や英国での「知財警察」と同様に、模倣品・海賊版の摘発にとって最善の方策である。</p> <p>我々は、また、模倣品・海賊版の衣類、高級品や音声・画像著作物などの多くの輸入者が、模倣品・海賊版を持ち込むための並行輸入に対する取り扱いのグレーゾーンを利用していることに留意する必要がある。我々会員の中には、いわゆる「並行輸入業者」が大量の模倣品・海賊版を真正品の並行輸入に紛れ込ませ、かかる輸入の税関のすり抜けさせている、ということを経験している。税関は、それ故に、真正な並行輸入による出荷を不必要に遅らせたり競争を妨げたりすることがないようにしながら、真正ライセンスや流通業者などの正規のルート以外のチャンネルを介した輸入を検査するのに不断の警戒を実行する必要がある。</p>

		<p>我々は、米国の国際貿易委員会 (ITC) に似たシステムの確立が考慮されつつあることに留意している。ITCは海外における知的財産の侵害者を規制する手段としてかなり有効であり、この提案を強く奨励する。かかる新たな組織を効果的な道具とするためには、法律上の、さらには財務省、経済産業省、関連省庁間にある行政機構上の垣根を克服することが重要である。ITCはそのような組織の垣根争いに巻き込まれてはならず、それ故に、我々の目から見てよい手本である。</p> <p>デジタルコンテンツに関しては、過去にも述べたように、日本政府が、一時的蓄積、技術的保護手段、法定損害賠償、消費者・エンドユーザに対する教育などの問題に取り組むことが、かかるデジタルコンテンツの知的財産権の権利者をよく保護し、その一方でインターネットや携帯電話などの現代的な通信手段の更なる拡散と利用に過度の負担がかからないように配慮するようにすることが、重要である。</p>
11	<p>社団法人 日本経済 団体連合 会</p>	<p>1. アジア市場における海賊版・模造品の被害は依然拡大している。官民がさらに結束して、海賊版・模造品対策を推進するべきである。政府においては、水際対策を充実させるとともに、被害が海賊版・模造品の製造が行われている国、それらが出回っている国の政策・執行の問題に起因している場合には、日本政府として、個別問題の解決支援を含め、当該国への働きかけ (制度・運用の改善を含む) を強化する必要がある。</p> <p>2. 海賊版・模造品製造の被害を受けている各国政府とも連携をとり、外国政府関係への罰則強化・海賊版取締り要請、意匠・商標出願審査速度の向上の要請及び支援を継続的に行うべきである。また、外国の知的財産権政策の実施を担う人材育成や知的財産権の啓蒙普及を行うことも必要である。さらには、海外における模倣品対策強化のため、意匠権に関する国際的ハーモナイゼーションを推進すべきである。</p> <p>3. 知的財産権侵害品に対する水際措置については、権利の範囲について税関から特許庁への照会手続が規定されているが、特許権侵害については、司法または行政において、技術と法律の双方がわかる人材を活用し、当事者の主張をもとに侵害か否かについての判断を迅速に行う仕組みを導入し、その結果をもとに、税関がその侵害品を輸入者にかかわらず差止めるようにすべきである。</p> <p>4. ネットワーク化に伴う創作手段・利用手段の爆発的な拡大・普及に対応し、権利侵害の未然防止に向けた対策を推進すべきである。</p>
12	<p>特定非営 利法人 肖像パブ リシティ権 擁護監視 機構</p>	<p>第1 意見の趣旨 肖像・パブリシティ権の保護のために、刑事罰を伴う国内法を制定していただきたい。</p> <p>第2 肖像・パブリシティ権に関する国内法制定の必要性 1 まず、知的財産の創造・保護及び活用に関する『推進計画』(以下『雅進計画』という)において、模造品・海賊版対策として広範な施策が打ち出されていることについて、模造品・海賊版対策に関して長きにわたって警鐘を鳴らし続けていた当機構としては、深甚なる敬意を表したい。</p> <p>2 しかし、大変遺憾ながら、『雅進計画』においては日本国内における模造品・海賊版への対策が看過されていることを指摘しなければならない。</p> <p>3 模造品・海賊版が多量に流通しているのは決して海外に限られた事象ではない。日本国内においても海賊商品が全国に氾濫しており、一部の有名百貨店や有名書店でさえも海賊商品が取り扱われている現状にある。東京の一部地域で、海賊商品販売業者が目抜き通り沿いに軒を連ね、それらが中高生の修学旅行バスが乗り付けるほどの観光スポットになっていることは、広く知られているところである。このような海賊商品市場は年間数十億円と試算されており、本来タレント・プロダクションに帰属すべき氏名・肖像使用の対価が、海賊商品製造・販売業者の利益となっているのである。これ以上海賊商品の横行を放置し、タレント・プロダクションの権利の蹂躪を許すならば、我が国のタレント・ビジネスの存続基盤そのものを崩壊させることになりかねない。</p>

	<p>第3 パブリシティ権侵害に対する対抗措置の現状</p> <p>1 このような状況に対して、現行法は全く無力であるといわなければならない。パブリシティ権は判例の蓄積によって近時漸く定着してきた権利であるが、現状においてパブリシティ権侵害に対する救済手段は、民事上の損害賠償請求か販売差止請求しかない。然し乍ら、前者については損害賠償額が低廉であり、また、後者についても目的物特定の問題等もあり、さらに審理に長時間を要するため判決が言い渡される頃には海賊商品が全て売り捌かれていることも少なくなく、差止請求の実効性は極めて乏しい。即ち、現行法による対応は、海賊商品を製造・販売している業者に対する歯止めとはならないのである。</p> <p>2 パブリシティ権を侵害した模造・海賊商品は、当事者の自助努力によって根絶することはもはや不可能であり、刑事罰を伴う立法のもとで、警察による取締りを行うことが必要不可欠である。</p> <p>第4 海外市場への影響</p> <p>1 『雅進計画』が示すとおり、海外での日本製品の模造品・海賊版の横行は目を覆うばかりであり、侵害行為が行われている国の政府に対して取組の強化を促すことは、喫緊の課題であるといわなければならない。然し乍ら、自国内における模造品・海賊版の取締りについて何らの対策が講じられない状況が続くならば、上記の働きかけは全く説得力の乏しいものとなる。</p> <p>2 さらに、近時、日本国外のアジアのタレント等が積極的に我が国で活動を展開するようになってきている。これらのアジアのタレント等の氏名・肖像を無断で使用した商品が日本国内で製造され、あるいは流通した場合、現状では、当該タレントの出身国からは正を求められたとしても、我が国はかかる行為を禁ずる法的根拠を有していないのである。これは極めて恥ずべき事態であるといわなければならない。</p> <p>第5 まとめ</p> <p>我が国がアジアに誇るタレント・ビジネスの発信基地として、また、知的財産権の保護においてアジア諸国に先駆けた存在であり続けるためにも、早急に肖像・パブリシティ権に関する刑事罰を伴う国内法制度を整えるべきである。</p>
13	<p>NPO国際公正取引推進協会</p> <p>政府の推進している知財保護活動においては一般的に「模倣品・海賊版対策」という言葉が使われています。確かに、特許権、工業所有権、商標権や著作権を保護するための知財活動の重要性は認めます。しかし、国家としての経済防衛として、企業としてのブランド防衛としてもう一つの側面が忘れられている、というか欧米に比べ認識が低いのが偽造防止技術による防衛策です。</p> <p>「模倣品・海賊版」という言葉からは、デザイン盗用品や粗悪なコピー品のイメージしか浮かんできませんが、規模の大きな偽造組織が存在し、儲かりそうな二セモノを片端から作っているのが実状です。法律論がまかり通る社会においては知財保護論議は有効ですが、ヤミ社会に対して法を説いても効果は薄いのではないのでしょうか。「模倣品・海賊版対策」としての知財保護活動の重要性はそこそこ浸透し始めていると言っても良いかもしれませんが、このままでは政府の言う通りにしているが被害は減少しない、と政府をなじる声が上がるとも思えます。</p> <p>リスク管理に甘い日本企業に対して、「自分の商品は自分で守る」、そのためには知財保護活動と並行して、偽造防止のための技術に投資をして偽造組織が二セモノを作り難くする等の努力を喚起することが必要です。ブランドオーナーと呼べる経営者が少なく、サラリーマン経営者が多い日本企業の日本ブランドはこのままでは偽造組織の食い物にされ続けるのではないのでしょうか。中国の街角に売られている日本ブランドの二セモノ風邪薬を飲んで日系企業の駐在員子弟が亡くなるような事件が起こらないとは限りません。</p> <p>「模倣品・海賊版」は「偽造品・模倣品」に改めてはいかがでしょうか。その対策としては、知財保護活動と偽造防止技術の導入そして国家間による取締まり施策強化の話合いがあるように考えております。</p>

14	社団法人 農林水産 先端技術 産業振興 センター	わが国はアジア地域で唯一国際的な標準に基づく植物品種保護制度の運用を長年行ってきた経験を持つ国である。この経験を生かし、特にアジア各国への植物品種保護制度の普及定着に向けた人材育成と制度確立のための支援活動を積極的に行い、わが国で育成された植物新品種が海外においても適切な権利行使ができるようにすべきである。
15	(社)日本 自動車部 品工業会	<p>1. 中小企業への啓蒙及び権利取得及び権利行使の支援 当工業会では半数が中小企業、これらの企業の多くは知財権保護に対する認識が十分でない。また権利取得、行使の方法など基本的なノウハウに欠けることから、海外での模倣品対策は放置されていることが多い。従って、中小企業への知財権啓蒙とこれら権利取得、行使の支援の強化が求められる。</p> <p>2. 多国間連携による模倣品対策の強化 日本だけでなく例えば米国の同じ業界との共同での侵害国への政府、業界への模倣品対策の要請がより効果が期待できる。</p>
16	三洋電機 セミコンダ クターカン パニー	<p>模倣被害の代表的な内容は、中国や台湾でブランド品やオートバイの形態がそっくり真似されるというものであるが、半導体 (IC) 分野においても台湾や中国で巧妙に模倣される例が相次いでおり、一般的な認知度は未だ低いものの、ここ数年、被害は着実に増えている状況から、この分野での保護強化を望む次第である。ICは、半導体集積回路の回路配置に関する法律「(以下、チップ保護法という)により、半導体製品のレイアウト配置が模倣から保護されてきた。しかしながら、当社はチップ保護法では保護されない模倣被害を受けた。即ち、当社のIC基板上的レイアウト配置が電子顕微鏡写真を用いて分析され、電子回路 (論理回路) 情報の抽出により、同一の電子回路を有するICが製造されたのである。このような模倣ICは、レイアウト(回路の配置パターン)はオリジナルICと異なるものの、論理回路 (IC回路、ファーム P) は全くのデッドコピーとなる。模倣ICは開発コストがかからないため低価格での販売が可能であり、当社ICは価格競争の結果、市場シェアを奪われる状態に陥った。また、例え顧客に採用されても、IC単価が大幅に下落し、利益が大幅にダウンする事態となった。</p> <p>(1) 模倣を取り締まる法制度の不足 チップ保護法はICのレイアウトを保護するものであるから、当社が被害を受けている模倣行為はチップ保護法では取り締まれない。IC回路のデッドコピーは野放し状態にある。 IC回路のデッドコピーに対する保護手段として特許権があるが、特許権による保護には限界がある。まず、特許が存在していなければならない。特許権は新規性及び進歩性の要件を満たさなければならないこと、特許権の登録まで時間がかかることを考えると、オリジナルICに特許がない状況もあり、結局オリジナルICを保護できない。 また、商品の形態に対する模倣は、不正競争防止法 (第2条第1項第3号) により取り締まられる。しかし、現行の不正競争防止法は、商品の外見が模倣されたかどうかであり、商品の外見以外はデッドコピーをされても不正競争防止法により保護されない。 従って、チップ保護法でも、不正競争防止法でも、IC回路のデッドコピーは保護されない。</p> <p>ところで、2つのICがあって、それらが同じ機能を有していても、両者がそれぞれオリジナルなICであればIC回路が同一になるということはない。なぜなら、回路を設計するソフトウェアが異なり、各社デバイス特性 (トランジスタの周波数特性、遅延特性など) に合わせて回路を作りこむことにより、使用する論理ゲートやトランジスタの種類、数や結線方法が異なるのは当然であり、IC回路の設計は創作者 (開発者) の試行錯誤、経験に依存する。つまり、IC回路にはオリジナリティーが存在する。よって、リバースエンジニアリングによりオリジナル製品を解析し、デッドコピーのIC回路を有するICを製造することは、オリジナルICを開発、製造、販売した当社の成果にただ乗りする行為であり、不正な行為と評価されるべきである。現在、半導体ビジネスモデルの1つとして、半導体設計会社 (生産ラインを持たないファブレスメーカー) がICの回路図を設計し、ファブメーカーに、レイアウト設計、マスク作成、製造を委託する分業化のモデルが確立されている。このような分業体制ができていることから、模倣者は、オリジナルICのリバースエンジニアをすることにより、回路を抽出し、その回路図をファブメーカーに渡せば、それで模倣ICを製造することができるのである。</p>

IC回路の設計には多大な時間、労力、資金が投入されているのであり、本来、不正競争防止法も、チップ保護法も、当社のような先行者の利益を守るのが主旨であるから、IC回路が法律で保護されていないのは疑問を感じる。

このように、ビジネスモデルの変化から模倣の形態も変化し、巧妙さを増したので、現行の法制度ではIC回路の模倣行為を禁止することができない。よって、IC回路のデッドコピーを、不正競争防止法またはチップ保護法により禁止するような法改正することを提案する。

今後も、このような模倣事案が増えることが予想され、これを野放しにすれば、模倣ICのメーカーのリバースエンジニア力が増し、高集積化のICの回路も模倣される危険性は十分にある。オリジナルICの回路を保護し、模倣ICを摘発する法整備が今すぐにでも必要である。

(2) 海外の模倣品メーカーを我が国の裁判の被告とする問題

当社が直面した模倣ICについては、当社は日本特許を有していたので、現在特許侵害事件として東京地裁に裁判を起こしている。(東京地裁平成15年(ワ)第14687号特許侵害行為差止請求事件)模倣者は、台湾企業であるが、日本に営業拠点はない。又、日本特許の侵害品を海外で製造する者に対しては、日本特許の侵害について全く責任を問えないのが現在の法律ということであった。このように、この事件では法律の壁に阻まれて、台湾企業を被告として法廷へ引き出すことができなかった。代わりに、模倣品を扱った日本の商社を被告とした。しかし、真の模倣者を被告にできないのでは、我が国の裁判が十分有効に機能しているとは言えない。外国企業であっても『模倣者』を日本の裁判所に提訴できるような法整備が必要である。

尚、今回の模倣事件では、上述してきたように、模倣ICが売り込まれたのは日本企業であり、日本企業が模倣ICを採用し、または模倣ICを価格競争の材料として使用した。当社は特許の存在を顧客に通知し、模倣ICの採用を控えるように依頼したが、日本の商取引上、ICメーカーは顧客にそれ以上強い態度で臨むことはできず、結局顧客の要求に従い、当社は大幅に利益を失った。また、特許法が属地主義の原則により日本国内でしか適用されないため、日本企業が模倣品とわかっていても海外で購入するケースもあった。日本国内の意識が模倣品を排除すると言う意識でなかったことは大変遺憾であった。

知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画(2003年7月8日)第2章保護分野

『模倣品・海賊版対策』は、主に海外での模倣品に対する対策がうたわれているが、それだけでなく、日本国内の意識改革や法制度の強化、補充もまだまだ必要である。また、「3. 侵害が発生している国への政府の取組を強化する」の中で、二国間、多国間での取り組みを強化することであるが、外国の法制度においてもIC回路のデッドコピーを取り締まれるように、外国諸国に法制度改正を促して頂けるよう意見を申し述べる次第である。

17

社団法人
日本自動車工業会

ご承知のとおり、当業界は模倣品・海賊版などの知的財産権侵害品により被害を被っている深刻な業界と認識しております。特に模倣品被害は自動車関連部品から顕在化し、二輪車に至っては全世界の生産台数の約半数が中国製で占められ、その中には業界推定で30%強の模倣品が含まれる状況に至っております。更にその被害は中国国内に留まらず日本を含めたアジア各国にも拡大しておりますが、これらアジア諸国においては取締りのための法整備、運用が十分ではなく、模倣品・海賊版の水際対策も必ずしも万全とはいえません。

更に最近では四輪完成車の模倣品が出現し始め、デッドコピーは勿論のこと、細部に改良しつつ、その車の特徴部を限りなく模倣する巧妙なコピーもあり、且つ被害も桁違いに高額化しております。四輪完成車への模倣品拡大はその緊急性においても従来の模倣品問題の比ではなく、冒認意匠登録問題やその類比判断の争いも相まって、複雑且つ深刻さを増しております。

模倣品・海賊版に関する問題は当事者の努力は勿論ですが、国際的統一ルールの下で、我が国の産業の国際競争力維持の為に早期に効果的な対策を講じて頂くことを強く望んでおりますので、特に下記の当業界意見についてご検討頂きたくよろしくお願い申し上げます。

1. 意匠制度に関する審査制度・不正競争法等の法整備と運用について

最近では四輪完成車にもデッドコピー意匠の模倣車が出現しており、二輪完成車問題に加え、当業界の最も重大且つ深刻な関心事項である。その模倣問題はデッドコピーだけでなく、商品の特徴部分だけを模倣して組み合わせた巧妙な模倣品の出現へと同時並行的に拡大してきている。特に四輪完成車の特徴部（フロントマスク）における部分意匠は適切に保護されるべきであると考えている。

意匠問題に関しては、巧妙に細部を改造しているが「全体的類似模倣」に該当するケースや部分意匠の「部分形態模倣」、更に「組合せ的模倣」と複雑化しており、表面的には知的財産を尊重した形跡を残しながら類比判断で争うという新たな問題が発生し、その対策が必要になってきている。

更には「中国国内では未登録の意匠模倣」（旧型車意匠、他外国販売車意匠等）や、中国に権利化されなかった自社意匠の「冒認出願の権利化」も発見されており、自社独自商品の販売でありながら、不当に登録した権利者からの訴訟に備える必要性も発生している。

特に従来事例が少なかった四輪完成車意匠はその台当たりの被害額も桁違いに高額である。中国では車社会の発展に合わせ、普及台数が前年比倍増の200万台に迫っていることから、模倣品問題の深刻さは、従来とは比較できないレベルで捉えざるを得ない状況である。これらの状況に適切に対処する為に、「意匠の審査制度導入」や「部分意匠制度の導入」、「組合せ意匠の排除基準」や「類比判断基準」などの法整備と運用面での強化を要請する。

特に前記冒認意匠出願対策については、積極的な監視活動により無効化を図る自主的取組みは無論であるが、職権による無効審決等、不法行為を認定した際の断固たる制裁措置も考慮頂きたい。

一方で権利化できない「著名な意匠の商品」に関しては、外観形態にも不正競争の表示性をより明確に明文化すべく日米欧等の先進国に準じた国際統一基準に整合する法改正を強く要望する。

同時に、完全なデッドコピー模倣から類比判断を要する裁判例（二輪意匠）からも、未だ意匠類似判断基準が明確でないことによる無用な争いが増加する懸念があること、そして迅速な取締りの観点で真贋鑑定がその執行スピードを決定することから、類似判断基準の明確化に関する運用強化も合わせて要請する。

2. 著名商標の模倣に対する取締りと法整備・運用強化について

旧来の著名ロゴ・ブランド名をデッドコピーする模倣も継続的に発見されるが、最近では細部に差異は認められるが一見して類似した彼等独自のブランドを用いた模倣商標へと変化してきている。類似判断が必要な、これらの商標に関する取締りが無かったことから類似性判断の争いが発生し、侵害訴訟での判決に至るケースも既に経験しており、少なくとも著名ブランドに対する類似商標をも摘発できる法整備と真贋鑑定のような運用上の保護強化策を要請する。

3. 知的財産権侵害に対する取締り・制裁処置について

自動車工業会会員会社からの取締り機関への要請については、多くの地域に対して継続的且つ徹底的に実行され、徐々にではあるが模倣品の押収や廃棄、処罰決定書の発行、当局の自主的摘発等、一定の成果を挙げている。

しかし一方で自動車部品や二輪車の模倣品を生産・販売している企業は小規模な業者によって多量に行われている状況もあり、民間としては発見できない地方が多く存在する。又、真贋鑑定が速やかな執行に障害となるケースや処罰決定後の報告が不徹底であったり、地方によってその摘発処罰に要する時間にばらつきが存在する。

これらに対して、類似性の真贋判断が可能な体制や侵害品の調査ネットワーク整備、侵害品の確実な押収、さらには生産者・工場の特定制から逮捕処罰までを確実に実施し、これを公開して頂き、且つそれらを積極的に推進できる体制を構築して頂くことを要請する。

特に取締りの執行に当たっては以下の3点について重点的に対策を講じることを要望する。

- 1)再犯に対する厳格な取締りについて
 悪質な再犯事例は自動車工業会会員中38%が被害にあっており被害事例の8割が再犯に当たることになる。処分強化が厳格化されていない傾向が顕著であり、所謂もぐら叩き状態に陥っている。従って再犯者に対する損害賠償の高額化や営業停止、刑事罰の強化、再犯者のブラックリスト化等、一層の処分強化によって抑止力を強化頂きたい。
- 2)公安による取締り強化について
 悪質な模倣犯や再犯防止には公安の取締りが効果的であるとの認識は高い中、その摘発事例は未だ少数との認識にある。公安出動の回数や出動するための侵害規模等の基準を更に緩和すべく運用の見直しと、摘発要員を所轄地域にきめ細かく配置して現場到着を早め、出動経験や摘発実績を積み重ねられるよう法整備と公安による取締りを一層強化できる態勢を要望する。
- 3)税関での模倣品輸出入の差し止め強化について
 既に当業界でも複数例の輸出入差し止め事例が報告され一定の成果を挙げているが、中国国内問題に留まらず周辺アジア諸国や日本での被害は引き続き発生している。継続的な「著名商標・ブランドの継続的登録化と摘発の要請」及び権利侵害判断の迅速化の為の仕組みや担保金の低額化、供託期間の延長制度化、差し止め品の倉庫保管に抛らない早期廃却の制度化等、模倣品の国境を越えた流通を抑制する為、水際対策を更に強化し、周辺諸国の模倣品対策としての税関知財保護関連法規の更なる充実と運用を多国間交渉にも働きかけて税関差し止めを強化するように要請する。
 尚、新たな問題として間接侵害問題も発生している。これは輸出先で組立てて初めて権利侵害の模倣品が完成されるケースであり、同様に侵害摘発可能な法整備を望む。

4.官民一体となった取締り強化と法制度整備等の働きかけについて
 模倣品や海賊版への対策強化については、従来から、官民連携のもとに、WTOでの交渉、二国間交渉等を通じて法整備面での働きかけの結果、一定の成果は認識できるものの、その迅速化の観点で更に各国における行政、司法の制度整備、運用面での徹底が不可欠であり、官民一体となって関係当事国に働きかける仕組みをより強固にすべきである。また、そのための活動費をきちんと確保することも望まれる。
 尚、上記に関し日本政府には中国国内の立法措置に対し被害国の立場から、その効果と結果を定期的にフォローし、摘発事例を具体的に公表するなどの情報公開を要求し続けて頂くことを期待する。

5.知的財産尊重の啓発活動の推進
 模倣した製品は、品質、性能がオリジナルのものより劣ることになり、ユーザーに不利益をもたらすだけでなく、産業の進展に寄与しない。自国でオリジナルなものを開発し、製品として提供することが、産業発展の基盤になること、またこれを担保する知的財産を尊重するマインドを広く啓発普及することが、将来に向かって模倣品をなくしてゆく為の有効な施策であると考えられる。
 二輪車の模倣品問題に対しては、現在自工会として中国二輪車メーカーの知的財産権に対する意識改革・啓発活動等、種々取り組みを行っている。日本政府としても更に模倣品を排除するための制度の整備とともに、模倣しないマインドを育てる啓発活動を積極的に実施するよう各国政府へ働きかけて頂く事を要請する。

18	社団法人 日本音楽 著作権協会	別記
19	日本機械 輸出組合 知的財産 権問題専 門委員会	別記

20	日本弁理士会	別記
21	大阪商工会議所	アジアの一部の国 (とりわけ中国)における知的財産関係法制の整備要請 アジアの一部の国において、我が国企業の模倣品が氾濫し深刻な被害を受けている。そこで、各国政府に対し、様々な機会を通じて模倣品対策の強化を要請されたい。とりわけ我が国の被害が大きい中国に対しては、外国企業の持つ著名な商標に対する「著名商標権」の実質的な適用を強く求めるとともに、現在無審査で登録される意匠を有審査登録制度に改善するよう働きかけられたい。
22	ユニオン・デ・ファブリカン日本局・東京事務所及び International AntiCounterfeiting Coalition, Inc.	別記
23	日本弁護士連合会	別記
24	日本商品化権協会	別記
25	アディダスジャパン株式会社	別記
26	財団法人日本関税協会知的財産情報センター水際問題委員会	別記
27	社団法人電子情報技術産業協会法務知的財産権総合委員会	別記

28	社団法人 ビジネス 機械 情 報システ ム産業協 会	<p>はじめに 当協会会員企業の製品に対する模倣品は、トナー、インク等の消耗品が中心であり、その多くは、商標、形状、ラベル等をそっくり模倣しており、外観上、ほぼ純正品(本物)と見分けがつかないものですが、最近では、ラベルのデザインは類似していながら、「For Use In」という表記や独自の商標を使用するなど、明白な商標権侵害を回避するケースも見られます。</p> <p>このような模倣品については、筐体(ボトル、カートリッジ)、トナー(粉)、インクの製造は別として、完成品製造(アッセンブル)に格別の設備投資も必要ではないため、零細な業者が多く、また一方で、開発コスト、設備投資、その他販促費がかからない(ブランドのフリーライド)分、利幅も大きいと、参入も多く、再犯も跡を絶たないという特徴があります。また、筐体、トナー、ラベル等を別々に製造する等、分業化も進んでおり、製造業者を網羅的に捕らえることは極めて困難な状況もあります。</p> <p>当協会会員企業も、これまで、それぞれが個別または共同して摘発を行い、また当協会としても、独自に、あるいは、国際知的財産保護フォーラム等を通じて、日本政府への意見具申、中国政府等外国政府への改善要請をしてまいりましたが、このような現状を鑑みると、一民間企業、業界団体の活動では限界があり、期待した成果がなかなか上がらないというのが正直なところです。</p> <p>こうした中で、日本政府の更なる積極的な関与を期待し、当協会からも、以下の3点につき、意見を申し述べさせていただきます。</p> <p>1. 中国政府・当局に対する刑事罰の適用積極化の要請 中国における模倣品対策の問題点の一つに、制裁の軽さによる抑止力欠如・再犯の多発が挙げられます。摘発をされても、軽微な行政罰(罰金)のみで放免されてしまうのであれば、模倣品製造・販売行為への抑止力にはなりえず、再犯も跡を絶たないのも当然だと言えます。このような事態に対しては、従来から主張されている通り、刑事罰の積極活用、罰金額の大幅引上げを含む刑事罰の強化が必要だと思料します。そのためには、現状では、刑事罰活用のネックとなっている適用基準の緩和を、引き続き日本政府より強く中国政府に要請願いたいと思います。さらに、地元の有力企業であっても、模倣品製造・販売に手を染めているところに対しては、公安当局も畏れずに摘発に踏み切れるよう、中央政府からのバックアップをして頂くよう、あわせて要請願いたい。</p> <p>2. 中国摘発当局間の連携強化 模倣品業者の分業化が進むと、単に、最終のアッセンブル業者のみを摘発しても、根本的な解決には至りません。また、単純に商標権侵害だけでは対応不能となり、行使する権利の多様化も考える必要が生じます。さらに、それぞれの業者は一箇所に固まっているとは限らず、当局の管轄地域を越えて、存在する可能性もあります。このような模倣品製造業者グループを効果的に取り締まるには、個々別々に摘発するのではなく、同時に一網打尽にする必要があります。そのためには、各権利のエンフォースメント機関・当局間の連携、土地管轄を越えた関係当局間の連携、さらには、上記の刑事罰の積極活用とも結びついて、各権利のエンフォースメント機関・当局と公安局との連携の強化が重要であり、それを要請願いたい。</p> <p>3. 税関の一層の対応強化 関税法・関税定率法の改正により特許権侵害物品も水際で止められる等、模倣品流入阻止に対する日本国政府・税関当局の対応強化については、評価するとともに、感謝致しております。しかしながら、特許権の侵害判断には多大な困難が伴うため、現在の手続で判断が不可能な場合には、輸入者情報を権利者に開示し、裁判で争う途を設ける等、更なる改善をお願いしたい。また、税関において、梱包を開けてチェックできるようにする等、検査手続においても、より効果的な取締が可能となるような改善の検討もお願いしたい。さらには、税関において、侵害認定をした場合には、当該物品の輸出元の税関当局に連絡し、輸出国でのチェックが働くようにする等、各国の税関当局との情報連絡・連携の一層の強化をお願いしたい。</p> <p>最後に、模倣品撲滅のためには、取締の強化・積極化は必要であるが、それと並行して、模倣品業者の属する国に知的財産尊重の風土を醸成することも必要かと思料します。それは、民間企業、民間団体では、不可能なことであり、官主導あるいは官民共同で、政府が利用できるあらゆる手段(ODA等)を活用して、行っていただくことを期待するものであります。</p>
----	---	---

29	株式会社 豊田自動 織機知的 財産部特 許第1G	<p>1.中国模倣問題として、繊維機械業界などは特許面での対応が難しい中でデッドコピーに近いものが行われています。知的財産権が無くてもデッドコピーまで行うことは倫理的に問題であるという考え方を少しずつでも中国国民に認識してもらえるような対策を継続的に講じて欲しい。</p> <p>2.日本では、模倣品・海賊版対策として種々の立法はなされているものの模倣品等は氾濫しているのが実体であることを考えると、それらを取り締まる執行機関の強化が必要かと思いません。中国のように行政ルートで取り締まる権限が与えられた機関が積極的に取り締まってくれるとよいと思います。税関では、昨年関税定率法の改正で少し強化されていますが実体はまだだだと思います。</p>
30	コルベール委員会 事務局	別記
31	エルメス ジャポン 株式会社	別記
32	ソニー株 式会社知 的財産セ ンター	<p>中国税関における保証金制度の廃止要望</p> <p>中国の法制度上、税関で侵害品と思われる製品を差止めた場合通関書類上の製品総額と同額以下の保証金を提出する必要がある為、製品及び数量によっては一時的とはいえ短期間に多額の費用を支払う事になり商標権者にとって大きな負担となっている。商標権者が鑑定し模倣品と判断されたものについては、保証金制度そのものを廃止していただくことを要望したい。輸出入業者が押収に異議を申し立てた場合には、模倣品の押収に訴訟手続きが必要になることから、保証金を廃止しても輸出入業者の権利を不当に害する可能性はないと考える。</p>